

令和元年分 扶養控除等の一覧表

作成:水野会計事務所

扶養控除等の一覧表				控除名		配偶者				扶養親族	所得者		
						配偶者の所得金額		所得者本人の所得金額					
								A	B			C	
超	以下	0円	900万円超～	950万円超～	1,000万円超								
配偶者	控除対象配偶者	70歳以上	昭和25年1月1日以前生まれ	配偶者控除	①	0	～	380,000	480,000	320,000	160,000		
		70歳未満	昭和25年1月2日以後生まれ	配偶者控除	②	0	～	380,000	380,000	260,000	130,000		
	その他	障害者控除の適用はできません。		配偶者特別控除	④	380,000	～	850,000	380,000	260,000	130,000		
						850,000	～	900,000	360,000	240,000	120,000		
						900,000	～	950,000	310,000	210,000	110,000		
						950,000	～	1,000,000	260,000	180,000	90,000		
						1,000,000	～	1,050,000	210,000	140,000	70,000		
						1,050,000	～	1,100,000	160,000	110,000	60,000		
						1,100,000	～	1,150,000	110,000	80,000	40,000		
						1,150,000	～	1,200,000	60,000	40,000	20,000		
			1,200,000	～	1,230,000	30,000	20,000	10,000					
障害者	1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級寝たきり、重度の精神薄弱者等 (注-7)		特別障害者					400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している同一生計配偶者または扶養親族である特別障害者 (注-7)		同居特別障害者の障害者控除加算					+350,000	+350,000	+350,000	+350,000	+350,000	
	障害者手帳 (注-7)		その他の障害者					270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
扶養親族	70歳以上	昭和25年1月1日以前生まれ	所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居	同居老親等								580,000	
		昭和25年1月2日以後生まれ	その他	老人扶養親族								480,000	
	23歳から69歳	昭和25年1月2日から平成9年1月1日生まれ	その他の控除対象扶養親族									380,000	
	19歳から22歳	平成9年1月2日から平成13年1月1日生まれ	特定扶養親族									630,000	
	16歳から18歳	平成13年1月2日から平成16年1月1日生まれ	その他の控除対象扶養親族									380,000	
0歳から15歳	平成16年1月2日以後生まれ	年少扶養親族									0		
寡婦	所得者が女性で、死別は、扶養親族があるか所得500万円以下		寡婦										270,000
	所得者が女性で、離別は、扶養親族があること。(注-6)		寡婦特別加算										+80,000
寡夫	所得者が男性で、死別又は離別で、扶養親族である子があり、かつ所得が500万円以下 (注-6)		寡夫										270,000
勤労学生	所得が65万円以下、かつ不労所得が10万円以下 専門学校等の学生の場合は、証明書添付要(高校、大学は不要)		勤労学生										270,000
				基礎控除									380,000

- 注-1 +の寡婦特別加算は、寡婦控除に加算できる。同居特別障害者加算は特別障害者控除に加算できる。
- 注-2 扶養親族の所得要件は、合計所得金額38万円(資産所得も含む)以下。
- 注-3 特別寡婦加算及び寡夫控除の要件は、「扶養親族」ではなく、「扶養親族である子」である。よって、「孫」はだめ。
- 注-4 同居老親等の要件は、所得者又はその配偶者との同居に限っているし、「直系尊属」である。よって、「おじ」、「おば」は、だめ。
- 注-5 同居特別障害者は、所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している者をいうから、同居老親等より範囲が広い。
- 注-6 寡婦(特別寡婦を除く)、寡夫の扶養親族である子には、事業専従者控除又は青色専従者の適用を受け、扶養親族になれなかった子を含む。
- 注-7 年少扶養親族でも特別障害者、障害者、同居加算はできる。
本人の所得が1,000万円を超えたことにより配偶者控除を受けられなかったとしても、特別障害者、障害者、同居加算はできる。